

被災者の方々に市営住宅等を提供します

更新：令和5年11月9日

令和5年7月・9月の大雨による災害により、住宅の使用が困難になった方に対して、市営住宅等を一時的に提供します。

1 提供可能な住宅について

- (1) 提供住宅 ご案内できる市営住宅は限られています。詳細は申込時にご案内します。
※被災者の緊急的な住宅の確保に対応できるよう、修繕済みの住戸のほか、未修繕の住戸をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 入居期間 原則6か月（やむを得ない事情がある場合は最長1年）
- (3) 家賃等 原則として全額免除、敷金は不要
※家賃以外の光熱費や共益費などの費用は、住宅使用者のご負担となります。
なお、上下水道料金については、減免となる場合がありますので、「上下水道局お客様センター（電話823-8431）」までお問い合わせください。

2 問い合わせ・申込受付先について

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎 4階
秋田市都市整備部 住宅整備課
電話番号 018-888-5770
受付時間 平日 8時30分から17時15分まで

3 申込必要書類

- (1) 行政財産使用許可申請書（住宅一時使用許可申請書）
(2) 被災者および同居親族の住民票（後日提出でも可）
(3) 罹災証明書又は被害証明書（床上浸水や敷地の状況等により、住宅の使用が困難になった方に限ります。）
(4) 一時使用に係る誓約書
(5) その他必要と認める書類

4 留意事項

- (1) 入居決定後、2週間以内に入居が無い場合には、入居決定は取消しになります。
(2) 団地内で犬や猫などの動物を飼うことはできません。